

報道関係者各位

平成29年10月16日

【照会先】

職業安定局需給調整事業課

課長

牛島 聡

主任中央需給調整事業指導官

三輪 宗文

課長補佐

塩月 英治

(代表電話) 03(5253)1111 (内線5335)

(直通電話) 03(3502)5227

特定労働者派遣事業の事業廃止を命じました

～「関係派遣先派遣割合報告書」を提出しない事業主に対して実施～

厚生労働省は平成29年10月10日付で、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成27年法律第73号。以下「労働者派遣法改正法」という。）附則第6条第4項に基づき、特定労働者派遣事業を営む派遣元事業主（以下「特定派遣元事業主」という。）に対して、特定労働者派遣事業の事業廃止を命じました。詳細は下記のとおりです。

1 被処分特定派遣元事業主

別添の一覧表に記載のとおり

2 処分内容

労働者派遣法改正法附則第6条第4項に基づき、特定労働者派遣事業の廃止を命ずる。

3 処分理由

別添の特定派遣元事業主は、

① 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第23条第3項により、関係派遣先派遣割合報告書を提出しなければならないとされているにもかかわらず、平成27事業年度又は28事業年度分について、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第20号）第17条の2に規定する提出期限を経過してもこれを提出することなく、

② これに対する労働者派遣法第48条第1項に基づく指導に従うことなく、

③ また、労働者派遣法第48条第3項に基づく指示を行ったにもかかわらず、関係派遣先派遣割合報告書を提出することなく、

労働者派遣法第23条第3項の規定に違反したこと。

※ 労働者派遣法の関係条文は裏面をご参照ください。

○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）（抄）

（事業報告等）

第二十三条

～ 2 （略）

3 派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、次条に規定する関係派遣先への派遣割合を厚生労働大臣に報告しなければならない。

4～5 （略）

（指導及び助言等）

第四十八条 厚生労働大臣は、この法律（前章第四節の規定を除く。第四十九条の三第一項、第五十条及び第五十一条第一項において同じ。）の施行に関し必要があると認めるときは、労働者派遣をする事業主及び労働者派遣の役務の提供を受ける者に対し、労働者派遣事業の適正な運営又は適正な派遣就業を確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

2 （略）

3 厚生労働大臣は、第二十三条第三項、第二十三条の二又は第三十条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定に違反した派遣元事業主に対し、第一項の規定による指導又は助言をした場合において、当該派遣元事業主がなお第二十三条第三項、第二十三条の二又は第三十条第二項の規定より読み替えて適用する同条第一項の規定に違反したときは、当該派遣元事業主に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 73 号）（抄）

附則（特定労働者派遣事業に関する経過措置）

第六条 この法律の施行の際現に旧法第十六条第一項の規定により届出書を提出して特定労働者派遣事業（旧法第二条第五号に規定する特定労働者派遣事業をいう。）を行っている者は、施行日から起算して三年を経過する日までの間（当該期間内に第四項の規定により労働者派遣事業の廃止を命じられたとき、又は新法第十三条第一項の規定により労働者派遣事業を廃止した旨の届出をしたときは、当該廃止を命じられた日又は当該届出をした日までの間）は、新法第五条第一項の規定にかかわらず、引き続きその事業の派遣労働者（業として行われる労働者派遣の対象となるものに限る。）が常時雇用される労働者のみである労働者派遣事業を行うことができる。その者がその期間内に同項の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分がある日までの間も、同様とする。

2～3 （略）

4 厚生労働大臣は、第一項の規定による労働者派遣事業を行う者が新法第六条各号（第四号から第七号までを除く。）のいずれかに該当するとき、又は施行日前に旧法第四十八条第三項の規定による指示を受け、若しくは施行日以後に新法第四十八条第三項の規定による指示を受けたにもかかわらず、なお新法第二十三条第三項若しくは第二十三条の二の規定に違反したときは当該労働者派遣事業の廃止を、当該労働者派遣事業（二以上の事業所を設けて当該労働者派遣事業を行う場合にあっては、各事業所ごとの当該労働者派遣事業。以下この項において同じ。）の開始の当時旧法第六条第四号から第七号までのいずれかに該当するときは当該労働者派遣事業の廃止を、命ずることができる。

5～7 （略）

○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和 61 年労働省令第 20 号）（抄）

（関係派遣先への派遣割合の報告）

第十七条の二 法第二十三条第三項の規定による報告は、毎事業年度経過後三月が経過する日までに、当該事業年度に係る関係派遣先派遣割合報告書（様式第十二号の二）を厚生労働大臣に提出することにより行わなければならない。

番号	届出受理番号	届出受理年月日	派遣元事業主の氏名又は名称	住所	代表者の氏名
1	特08-300625	平成19年4月6日	アルファナレッジ株式会社	茨城県牛久市牛久町279-3	安藤 慶二
2	特08-300118	平成16年10月5日	有限会社タイコーシステムデザイン	茨城県行方市沖洲122	塚本 香里
3	特10-301032	平成24年11月30日	LINA株式会社	群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田1186番地3	金子 奈美恵
4	特14-304641	平成23年9月16日	チェンジャー・テクノロジー・ジャパン株式会社	神奈川県相模原市南区東林間五丁目1番4号	平塚 邦彦
5	特14-300867	平成18年3月9日	有限会社ウエルデン	神奈川県川崎市麻生区下麻生三丁目5番10号	仲島 義彦
6	特14-302866	平成20年3月13日	株式会社光悠	神奈川県横浜市都筑区北山田三丁目27番4-504号	橋野 吉朗
7	特14-303524	平成21年2月19日	有限会社ケイアイエスエス	神奈川県川崎市宮前区野川216番地	小柳 清司
8	特14-305107	平成25年1月15日	株式会社Dch	神奈川県横浜市中区元浜町三丁目21番2号	谷口 喜子
9	特20-300551	平成21年4月15日	株式会社 i・スタッフ	長野県茅野市豊平1064番地5	岩下正行
10	特20-300614	平成22年5月20日	株式会社 A KenCorporation	長野県長野市稲葉母袋696番地1	永井 謙
11	特21-300207	平成18年9月20日	有限会社 楽	岐阜県瑞穂市別府1755-3	中村 一秀
12	特21-300704	平成23年7月28日	株式会社 INB	岐阜県大垣市東町一丁目88番地1 中村第8ビル205	黒川 純一
13	特21-300701	平成23年6月30日	プランニンググループ 株式会社	岐阜県大垣市宝和町37-1	清水 嵩
14	特21-300614	平成21年10月16日	株式会社 アジルキャリア	岐阜県岐阜市金町8-20	伊藤 省三
15	特21-300678	平成23年2月10日	株式会社 ファインネクスト	岐阜県安八郡輪之内町本戸207-3	矢野 貴宏
16	特21-300266	平成19年1月12日	株式会社 愛岐サポート	岐阜県岐阜市金宝町1-15	吉村 朝盛
17	特21-300507	平成20年7月4日	株式会社 大亞	岐阜県美濃市前野1059-1	岩本 民紀恵
18	特24-300717	平成20年5月7日	中尾 雅春	三重県亀山市安坂山町2628	中尾 雅春
19	特24-300807	平成20年10月30日	株式会社アプリ	三重県四日市市坂部台1丁目1番地3	水野 憲一
20	特24-300731	平成20年6月10日	有限会社海山梱包	三重県いなべ市大安町南金井字石仏東2574番地	杉谷 敏成
21	特24-301121	平成24年2月3日	株式会社M's Corporation	三重県伊賀市下友田2621番地の3	内山 雅史
22	特24-300482	平成19年6月1日	有限会社三重総合物産	三重県津市雲出本郷町1346-1	木崎 裕司
23	特24-300703	平成20年4月9日	有限会社光琉運送	三重県桑名市長島町霞ヶ須714-126	磯野 秀貴
24	特24-301284	平成25年10月10日	有限会社よろづ屋	三重県津市久居野村町323番地25	中世古 佳秀
25	特30-300314	平成20年1月7日	株式会社フロンティアグループ	和歌山県新宮市清水元2丁目1番11号	塩崎 実
26	特38-300225	平成19年8月10日	伊予建工株式会社	愛媛県新居浜市中須賀町2-7-15	石水 誠
27	特38-300490	平成26年10月7日	松山シルバー派遣センター株式会社	愛媛県松山市立花1丁目1番3号	則友 健
28	特44-300611	平成26年1月8日	株式会社 エミール	大分県大分市大字森1200番地	木津 匡由
29	特46-300326	平成22年11月29日	NISHIKENグループホールディングス株式会社	鹿児島県鹿児島市上之園町25-36 光健ボイスビル303	鍋山 俊一
30	特46-300426	平成27年2月12日	株式会社WALL-TO-WALL	鹿児島県南さつま市坊津町久志1998-1	清水 寛美
31	特01-301653	平成22年7月8日	株式会社OHSジャパン	北海道広尾郡大樹町字下大樹186番地1	岡崎 宣治
32	特01-300619	平成19年5月15日	株式会社メディカル・コート	北海道札幌市中央区南一条西八丁目1番地1	桐山 浩
33	特01-240024	平成12年10月1日	有限会社エスジェーネットグループ	北海道札幌市東区北二十四条東十六丁目1番4号	斉藤 裕
34	特01-301463	平成21年9月1日	株式会社グッドスタッフカンパニー	北海道旭川市神居3条11-510 オオタケビル2F	高橋 秀宜
35	特01-301199	平成20年10月30日	e食品株式会社	北海道岩見沢市四条東一丁目7番地1	日下 明仁
36	特01-302488	平成27年4月23日	株式会社エムテック	北海道旭川市東光三条八丁目2番2号	宮村 俊行
37	特09-300610	平成23年5月30日	株式会社 キャスサポート	栃木県宇都宮市大通り3丁目1-24	小川 満信
38	特09-010070	平成14年9月1日	株式会社日本クローバーナイン	栃木県宇都宮市上戸祭町2915番地7	石塚 恵一
39	特14-305766	平成27年3月16日	株式会社KEISHIN LOGISTIC PARTNER	神奈川県横浜市都筑区東山田三丁目16番3号 サンハイム101	森 直樹
40	特21-300159	平成18年4月5日	足立 廣明	岐阜県恵那市大井町772-4	足立 廣明
41	特21-300473	平成20年4月10日	富田 淳一	岐阜県多治見市市之倉町6-48	富田 淳一
42	特24-300757	平成20年7月29日	前田 佳孝	三重県四日市市采女町358-1	前田 佳孝
43	特30-300130	平成19年10月31日	東洋産業株式会社	和歌山県和歌山市一筋目11番地	倉谷 建次
44	特44-300671	平成27年9月29日	株式会社 明和	大分県国東市国見町野田3017番地5	西久保 晃太
45	特46-300198	平成19年12月11日	株式会社メロー	鹿児島県鹿児島市上之園町25-36 光健ボイスビル302	鍋山 俊一